

【論点 3】 特定受注者からの報告事項に関する補足資料

1 特定県契約における下請負者等の状況について

報告を求めた賃金支払い時期（平成 29 年 10 月）時点において、報告対象に含まれた下請負者等は下表太枠のとおり。

（建築工事、県央）

工種	下請負者数	工種	下請負者数
杭工事	2	左官工事	1
仮設工事	2	屋根工事	2
土工事	2	置床工事	2
鉄筋工事	5	塗装工事	2
型枠工事	4	金属工事	1
コンクリート工事	1	防水工事	2
鉄骨工事	1 1	外壁工事	3
屋根、板金工事	2	建具・家具工事	1
建具工事	1 0	解体工事	2
ガラス工事	2	エレベーター工事	2
木工事	1	その他	1 0
合計		7 0	

※平成 29 年度特定県契約に係る賃金支払状況等報告書添付資料より作成。

2 特定県契約に係る報告制度の運用状況について

県が締結する契約に関する条例第 8 条に規定する特定県契約に係る報告を求めた件数は以下のとおり。

これまでに報告を求めた特定受注者及び下請負者においては、すべての契約において最低賃金額以上の支払い及び法令に則って社会保険等の加入が行われていることを確認しているもの。

（平成 30 年度第 1 回岩手県契約審議会及び第 2 回契約審議会において報告）

		平成 29 年度			平成 30 年度		
		工事請負契約	業務委託契約	指定管理協定	工事請負契約	業務委託契約	指定管理協定
特定県契約		22	19	21	29	13	16
選定件数		10	10	10	11	7	9
元請・委託者	最高額	1,225	2,595	2,483	—	1,595	2,145
	最低額	1,163	720	785	—	738	740
下請・再委託者	最高額	3,193	1,542	3,383	—	1,320	1,829
	最低額	875	740	716	—	738	738

※ 平成 30 年度工事請負契約については、契約時期等の関係から照会時期が未到来であるもの。

3 岩手労働局における監督指導の実施状況について

岩手労働局が、平成30年6月29日に公表した「監督指導の実施状況（平成29年分）」によると、最低賃金額を下回る賃金支払による法令違反が発生している。

【参考3】 主な法令違反の態様（違反率上位3条文以外）

違反事項（条文）	主 な 法 令 違 反 の 例
賃金の支払 (労基法第24条、 最低賃金法第4条)	・労使協定なく賃金の控除を行っていた。 ・最低賃金額を下回る賃金を支払っていた。 ・賃金を所定支払期日に支払わなかった。

※ 出典：岩手労働局報道発表資料より抜粋

4 特定県契約に係る報告様式について

特定受注者に対し報告を求める賃金支払状況報告書等の様式は、様式第1号の2、様式第1号の3、様式第2号、のとおり。

記載例

(様式第1号の2)

賃金支払状況等報告書(元請用)

特定県契約の名称	〇〇新築工事	
契約の相手方(県発注室課)	商工労働観光部雇用対策・労働室	
契約期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
報告者	特定受注者名	株式会社 いわて商工
	部署・氏名	総務課 商工 太郎
	電話番号	019-629-〇〇〇〇
賃金支払日	平成30年10月16日	
労働保険番号	123456789	

番号	従業員氏名	賃金形態	1時間当たりの賃金	社会保険						備考
				健康保険		厚生年金		雇用保険		
				加入有無	未加入理由	加入有無	未加入理由	加入有無	未加入理由	
1	労働 一郎	月給	円	有		有		有		
2	雇労 花子	日給	円	有		有		有		
3	雇用 太郎	時給	円	無	③	無	③	無	④	
4			円							
5			円							
6			円							

※1 下請負者等がある場合は、下請負者等の報告一覧(様式第1号の3)及び下請負者等が作成した報告書(様式第2号)を添付すること。また、工事請負契約においては、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7に規定する施工体系図の写しも併せて添付すること。

※2 当該契約が特定県契約である旨の労働者への明示の状況(県が締結する契約に関する条例施行規則第6条第1項)が分かる写真又は特定県契約である旨を記載した書面を労働者が受領したことを証する書類を添付すること。

(備考) この様式は、必要に応じ適宜変更することができる。

(様式第1号の3)

年 月 日

岩手県知事 様

所在地 盛岡市内丸 10-1

事業者の名称 株式会社 いわて商工

代表者氏名 商工 一郎 ㊞

下請負者等の報告状況一覧

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 特定県契約の名称及び報告者名

特定県契約の名称	〇〇新築工事
報告者 部署・氏名	総務課 商工 太郎
報告者 連絡先電話番号	019-629-〇〇〇〇

2 下請負者・再委託業者の報告状況

No.	下請負者・再委託業者		報告の有無
1	会社名	雇用対策株式会社	有 無
	担当工事(業務)内容	電気配線工事	
	工期又は委託期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
2	会社名	〇〇内装	有 無
	担当工事(業務)内容	内装(クロス貼り)	
	工期又は委託期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日	
3	会社名		有・無
	担当工事(業務)内容		
	工期又は委託期間		

※1 報告の有無の欄の「有」・「無」のいずれかを○で囲んでください。

※2 報告「無」の下請負者・再委託業者については、「説明を求めた日、説明を求めた方法及び説明を求めた日以降の経過」に係る説明を任意の様式により添付してください。

(備考) 1 この様式は、必要に応じ適宜変更することができる。

2 下請負者・再委託業者が多くなる場合は、項目2を別葉とすることができる。

年 月 日

岩手県知事 様

所在地 盛岡市内丸 10-1

事業者の名称 雇用対策株式会社

代表者氏名 岩手 花子 ⑩

賃金支払状況等報告書（下請負者等用）

このことについて、次のとおり報告します。

特定県契約の名称	〇〇新築工事
契約の相手方（発注者）	株式会社 いわて商工
契約期間	平成 29 年 4 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日
報告担当者	所属：経理担当 氏名：岩手 花子
連絡先電話番号	019-629-■■■■
賃金支払日	平成 29 年 10 月 25 日
労働保険番号	987654321

区 分	項 目	回 答
賃 金	岩手県の地域別最低賃金又は特定（産業別）最低賃金額以上の賃金を支払っていますか。（最低賃金法第4条第1項）	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ
	当該契約に係る業務に直接従事する労働者で最も低い労働賃金単価はいくらですか。 ※ 最低賃金法第7条の規定の適用を受ける労働者は除く。	1時間当たり <u>780</u> 円
社会保険	健康保険の被保険者の資格の取得に係る届出を行っていますか。（健康保険法第48条）	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ
	厚生年金保険の被保険者の資格の取得に係る届出を行っていますか。（厚生年金保険法第27条）	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ
	雇用する労働者が雇用保険適用事業の被保険者となったことの届出を行っていますか。（雇用保険法第7条）	<input checked="" type="radio"/> はい・ <input type="radio"/> いいえ

※1 回答欄の「はい」・「いいえ」のいずれかを○で囲んでください。

※2 回答欄の「1時間当たり 円」には、当該契約に係る業務に直接従事する労働者で最も低い1時間当たりの賃金額を記入してください。

※3 この報告書は、賃金支払状況等報告書作成支援シートを作成の上、その内容に基づいて作成し、同支援シートは報告日から1年間保存してください。

（備考）この様式は、必要に応じ適宜変更することができる。